

## 第34回生産物分類策定研究会における主な御意見とその対処方針

資料 1 - 2 No.	御意見	対処方針 (案) (対処方針の新旧対照表は資料 1 - 3 を参照)
12	<p>● <b>情報記録物及びソフトウェア（物理的媒体）の扱いについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 著作権というのはSNAでいう知的財産物のオリジナルで一つだけであり、著作権の有無で財を分けることに違和感がある。</li> <li>○ 文言の整理の問題で「著作権」というのが違和感であるので、「ソフト自体を制作したかどうか」ではどうか。</li> <li>○ 財分野では「情報記録物」、サービス分野では「ソフトウェア（物理的媒体）」という言葉について整理したい。「情報記録物」及び「物理的媒体」は重複している印象があるため、修正する余地があるならば統一してはどうか。</li> <li>○ 本件と同様な事例が、他にないか確認されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 記録されているソフトウェアの権利を有するか否かに着目して「情報記録物複製」と「ソフトウェア（情報記録物）」を区分して分類項目を設定することは、経済構造の的確な把握に資するため、事務局案のとおりとしたい。</li> <li>○ 御指摘を踏まえて、分類項目名を「情報記録物複製」と「ソフトウェア（情報記録物）」とする。</li> <li>○ 本件と同様な事例がないか事務局で確認したところ、「印刷物」と「書籍等の紙媒体」の他、「印刷物」と「広告におけるポスターや販促物品」が事例として挙げられる。</li> </ul>
31	<p>● <b>電動バイクの位置付け</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電動バイクはどこに分類されるのか。 現行の分類において、説明と分類項目名に記載している単位が違う理由は何か。 現行の分類で不都合がないか確認の上、次回の研究会において報告してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行の分類項目名は「二輪自動車（モータスクータを含む）」であり、モータスクータが電動バイクであることから、内燃機関のバイクと同じ項目に分類される。 なお、現行の分類は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき区分しており、各区分に対応するバイク（電動及び内燃機関）について、項目名には排気量、内容例示にはモーター出力を記載しているところである。 したがって、現行の分類で不都合はない。</li> </ul>

		○ クリーンエネルギー車以外の車種のうち、軽トラックのみ名称を「ガソリン車」と表記していたが、他の項目と平仄を合わせ、より一般的な「化石燃料車」とした。
76	<p>● 「産後ケアサービス」の説明について</p> <p>○ サービスの内容がより明確になるように、説明に法令名を加えてはどうか。</p> <p>(第34回生産物分類策定研究会の事務局案)</p> <p>産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児を短期間入所又は通所させるほか、訪問により産後ケアを行うサービス</p>	<p>○ 左記の御指摘のとおり、説明を修正することとしたい。</p> <p>(修正案)</p> <p><u>母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、出産後一年を経過しない女子及び乳児に、短期間入所、通所又は訪問により、産後ケア(心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助)を行うサービス</u></p>
78	<p>● 「その他の医療に附随するサービス」の分類項目名について</p> <p>○ 新設する「その他の医療に附随するサービス」と既存の詳細分類「その他の医療附帯サービス」は名称が紛らわしいので、工夫した方がよい。産業分類のような名称となるが、「その他の医療業が提供するサービス」としてはどうか。</p> <p>○ 附随と附帯という言葉は意味も似ているため、違う言葉を用いた方がよい。また、「その他」が示す意味を明示した方がよい。</p> <p>○ 附帯と附随にするより、「その他の医療に関連するサービス」としてはどうか。</p>	<p>○ 左記の御指摘を踏まえ、分類項目名を以下のとおり修正することとしたい。</p> <p>(修正案)</p> <p>「その他の医療に関連するサービス」</p>
追加2 ・ 追加3	<p>● 「映像著作権の使用許諾サービス」及び「音楽ソフト」の分類構成について</p> <p>○ 変更する理由欄に、「国際SNA基準に準拠したSNA作成に資するため」と記載されているが、どのようにSNA作成に資するのか想像できない。</p> <p>○ 「邦楽」の定義がよく分からない。</p>	<p>○ 国際SNA基準で勧告された「娯楽作品原本」の価値の推計について、既存の推計方法との整合性がとれ、時系列の安定性が維持できるためである。</p> <p>○ レコード原盤権が日本にあるものが「邦楽」という取扱いである。</p>

<p>追加5</p>	<p>● 「航空防除サービス（有人の航空機によるものを除く）」の説明・内容例示について</p> <p>○ 当該分類は、無人航空機によって農薬散布を行うサービスであることから、説明・内容例示に「農薬散布」という言葉を記載してはどうか。</p> <p>（第34回生産物分類策定研究会の事務局案）</p> <p>詳細分類「航空防除サービス（有人の航空機によるものを除く）」</p> <p>航空法（昭和27年法律第231号）に規定する航空機以外による航空防除サービス。</p> <p>なお、航空機による航空防除サービスは航空機使用サービスに分類される。</p> <p>○ ドローン（マルチコプター）・ラジコン機・無人ヘリコプター等によって提供される航空防除サービス</p> <p>（現行）</p> <p>詳細分類「農作業代行サービス」</p> <p>○ 稲作・畑作・果樹・花き・工芸農作物農業の農作業の代行サービス</p> <p>× 共同乾燥施設サービス、青果物共同選果場サービス</p>	<p>○ 左記の御指摘を踏まえ、当該生産物に農薬散布のみが該当することを明確にするため、説明及び内容例示を以下のとおり修正することとしたい。</p> <p>また、分類をより明確にするため、肥料散布サービスが当該生産物に含まれない旨を追加し、肥料散布サービスが該当する「農作業代行サービス」に説明及び内容例示を以下のとおり修正することとしたい。</p> <p>（修正案）</p> <p>詳細分類「航空防除サービス（有人の航空機によるものを除く）」</p> <p>航空法（昭和27年法律第231号）に規定する航空機以外による航空防除サービス。</p> <p><u>ただし、航空機による航空防除サービスは航空機使用サービスに、無人航空機による肥料散布サービスは農作業代行サービスに分類される。</u></p> <p>○ ドローン（マルチコプター）・ラジコン機・無人ヘリコプター等によって提供される<u>農薬散布</u>サービス</p> <p>さらに、詳細分類「農作業代行サービス」に肥料散布サービスが含まれることが明確になるように、当該サービスの説明及び内容例示を以下のとおり修正することとしたい。</p> <p>（修正案）</p> <p>詳細分類「農作業代行サービス」</p> <p>稲作・畑作・果樹・花き・工芸農作物農業の農作業の<u>栽培から出荷までの全部又は一部を代行する</u>サービス</p> <p>○ <u>穀作の脱穀を行うサービス、ドローン（マルチコプター）・ラジコン機・無人ヘリコプター等によって提供される肥料散布サービス</u></p> <p>× 共同乾燥施設サービス、青果物共同選果場サービス、<u>航空防除サービス</u></p>
------------	--	--